

◆調査結果

○建設機械の稼働に係る大気質【二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）】

- 二酸化窒素（NO₂）については、いずれも環境基準を下回る結果となっています。
- 浮遊粒子状物質（SPM）については、1日平均値、1時間値ともにいずれも環境基準を下回る結果となっています。

調査時期	調査日	B			調査日	C		
		NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)			NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	
		1日 平均値	1日 平均値	1時間値 の最大値		1日 平均値	1日 平均値	1時間値 の最大値
夏季	6月7日	0.019	0.017	0.033	6月10日	0.013	0.028	0.040
	6月8日	0.018	0.028	0.048	6月11日	0.007	0.021	0.035
	6月9日	0.014	0.026	0.047	6月12日	0.006	0.017	0.030
	6月10日	0.015	0.025	0.041	6月13日	0.006	0.019	0.029
	6月11日	0.012	0.018	0.042	6月14日	0.011	0.020	0.038
	6月12日	0.010	0.016	0.031	6月15日	0.012	0.019	0.036
	6月13日	0.007	0.019	0.029	6月16日	0.015	0.017	0.027
	期間内平均	0.014	0.021	—	期間内平均	0.010	0.020	—

調査時期	調査日	E		
		NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	
		1日 平均値	1日 平均値	1時間値 の最大値
夏季	7月16日	0.010	0.016	0.028
	7月17日	0.006	0.018	0.041
	7月18日	0.004	0.017	0.052
	7月19日	0.008	0.024	0.047
	7月20日	0.007	0.019	0.035
	7月21日	0.007	0.017	0.031
	7月22日	0.006	0.014	0.027
	期間内平均	0.007	0.018	—

※ 調査地点 A、F の周辺では、6月～8月は工事が行われなかったため、調査を実施していません。

○工事用車両の運行に係る大気質【二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）】

- 二酸化窒素（NO₂）については、環境基準を下回る結果となっています。
- 浮遊粒子状物質（SPM）については、1日平均値、1時間値ともにいずれも環境基準を下回る結果となっています。

調査時期	調査日	D		
		NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	
		1日 平均値	1日 平均値	1時間値 の最大値
夏季	6月10日	0.018	0.031	0.043
	6月11日	0.010	0.022	0.037
	6月12日	0.007	0.017	0.030
	6月13日	0.007	0.020	0.031
	6月14日	0.015	0.019	0.031
	6月15日	0.016	0.021	0.032
	6月16日	0.019	0.017	0.028
	期間内平均	0.013	0.021	—

参 考

◆環境基準

二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

※環境基準との評価は、『道路環境影響評価の技術手法』に基づいて、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（若しくは高い方から数えて2%目）にあたる値を環境基準と比較することにより行います。

○建設機械の稼働に係る粉じん等

- ・粉じん等（降下ばいじん量）については、いずれも参考値を下回る結果となっています。

	調査時期	B	C	E
降下ばいじん量 (t/km ² /月)	夏季	3.0	1.6	3.9

※ 調査地点 A、F の周辺では、6 月～8 月は工事が行われなかったため、調査を実施していません。

○工事用車両の運行に係る粉じん等

- ・粉じん等（降下ばいじん量）については、参考値を下回る結果となっています。

	調査時期	D
降下ばいじん量 (t/km ² /月)	夏季	1.5

参 考

◆環境基準

降下ばいじん量に環境基準はありません。

◆参考値

降下ばいじん量：20t/km²/月以下

※環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標*を参考とした 20t/km²/月が目安と考えられます。（「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」より引用）

なお、計測されるばいじん量は建設機械以外から発生するものも含まれるため、環境影響評価では、上記基準を達成するよう、建設機械の稼働の寄与分を 10t/km²/月以下とするよう評価を行っています。

*「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月3日、環大自第84号）